

令和3年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年1月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和3年1月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和3年1月26日 午後2時05分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 13名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	×			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	7 番	田中 利一		8 番	大西 俊則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名		事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.1.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第1回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、13名でございます。 本日の欠席委員は、6番原田尚一委員の1名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番の田中利一委員及び8番の大西俊則に、お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
日程3 議案1	議長 議長 議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。 次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります青山晴重委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	青山委員	10年以上現在の関係で手伝っておりますので、問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
議案2	議長	次に、議案第2号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

議 事 の 経 過 (R3.1.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番から 2 番及び 4 番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番から 2 番及び 4 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番から 2 番及び 4 番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 3 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長 議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 3 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R3.1.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内3番の件を、可と決定いたします。
	議長 議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内5番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、■■■■■が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長 議長 事務局長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。 事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内5番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内5番の件は、可と決定いたします。
	議長 議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
		令和3年第1回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。